

「しまぼ通貨」加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、しまぼ通貨加盟店（以下「加盟店」という。）が、その店舗、施設等において第2条に定めるしまぼ通貨による商品又はサービスの提供等（以下「商品提供等」という。）を行う場合の、しまぼ通貨事務局（以下「事務局」という。）と加盟店との間でのしまぼ通貨の取扱いにつき定めるものである。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

- 1 「事務局」とは、公益財団法人東京観光財団（以下「観光財団」という。）及び株式会社JTBにより共同運営する組織をいう。
- 2 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて事務局に申し込み、事務局が承認した個人、法人及び団体をいう。ただし、第3条に規定する利用可能エリア内に限る。
- 3 「しまぼ通貨」とは、利用可能エリアの加盟店にて、購入から6か月間（ただし、第3条に規定する有効期限内に限る。）に限って利用出来る、事務局が発行する「プレミアム付き宿泊旅行商品券」をいう。
- 4 「利用者」とは、事務局が規定した「『しまぼ通貨』利用規約」を承諾のうえ、しまぼ通貨を購入し、加盟店で利用する者をいう。
- 5 「電子スタンプ」とは、加盟店がしまぼ通貨の通貨決済を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいう。
- 6 「しまぼ通貨取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その対価をしまぼ通貨で支払う取引のことをいう。
- 7 「通貨決済」とは、加盟店が電子スタンプ等を利用し、スマートフォン等の端末を認証することにより、しまぼ通貨を利用済み認証することをいう。
- 8 「しまぼ通貨精算」とは、加盟店と事務局が本規約に基づき、しまぼ通貨取引に対する精算を行うことをいう。
- 9 「従業員等」とは、加盟店の業務に従事する者をいい、契約形態、報酬及び業務従事時間の多寡等を問わない（派遣社員、パート・アルバイト等を含む。）。
- 10 「加盟店舗」とは、第4条2項の手続きに基づき、加盟店になろうとする者が、しまぼ通貨を利用する店舗、施設として届け出、事務局の承認を得た店舗、施設をいう。
- 11 「その他経営店舗」とは、以下の①から⑤までの者が経営する店舗又は施設であって、加盟店舗には当たらないものをいう。なお、当該店舗又は施設の所在地が利用可能エリア内であるか否かを問わない。
 - ①加盟店が株式又は持分の50%以上を有する法人もしくは団体（加盟店が個人である場合には、当該個人及びその親族が保有する株式・持分を合算する。）、又はその他の方法により加盟店が支配する法人もしくは団体
 - ②上記①の法人又は団体の子法人（子法人の子法人等を含む。）
 - ③加盟店が法人又は団体である場合であって、当該法人を支配する関係にある個人、法人

又は団体

④上記③の個人、法人又は団体が株式又は持分の 50%以上を有する法人もしくは団体（加盟店が個人である場合には、当該個人及びその親族が保有する株式・持分を合算する。）、又はその他の方法により加盟店が支配する法人もしくは団体

⑤上記①から④のほか、加盟店が支配する関係にあると認められる者、又は加盟店が支配される関係にあると認められる者

第3条（しまぼ通貨概要）

通貨名称	・「しまぼ通貨」
目的	・島しょ地域のPR、旅行者の島しょ地域への持続的な送客及び観光関連消費の促進を通貨発行の目的とする。
発行開始日	・2022年6月10日
発行期間	・2022年6月10日から2023年3月31日又は予定セット数の販売終了まで
有効期間	・購入日から6か月以内。ただし、2022年6月10日から2023年3月31日までの期間内に限る。
1セットの販売金額	・7,000円
1セットの発行価格	・10,000円
利用条件	・発行価格10,000円のうち、3,000円分は宿泊施設のみにおいて利用することができる。7,000円分は、宿泊・飲食・土産購入・アクティビティ等で利用することができる。 ・島民は、在住している町村内では利用することができない。 ・加盟店の代表者及び従業員等は、加盟店所在の島内では利用することができない。
購入限度額	・1人につき一度に8セットまで購入可能（年度内累計8セット）
利用可能エリア	・大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島及び竹芝客船ターミナル待合所（ただし、携帯電話各社の電波の届く範囲とする。）
利用可能な店舗の業種	・宿泊、飲食、小売、交通機関、レンタカー、レンタサイクル、体験型アクティビティ、マリンスポーツ、文化施設等
購入方法	・電子しまぼ登録者名義のクレジットカード利用に限る。
他の助成制度との併用	(宿泊) ・「都内観光促進事業（もっとTokyo）」及び東京都における「全国旅行支援」（ただいま東京プラス）と併用することができる。ただし、1人泊あたりの宿泊料金が以下の下限額を満たす宿泊であること。 【都内観光促進事業及び全国旅行支援と併用する場合の下限額】 ・令和4年10月20日から12月27日までの期間においては宿泊料金が「平日」は13,000円以上、「休日」は8,500円以上

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月10日から3月31日までの期間においては宿泊料金が「平日」は9,500円以上、「休日」は8,000円以上 【都内観光促進事業と併用する場合の下限額】 宿泊料金が6,000円以上 【全国旅行支援と併用する場合の下限額】 ・令和4年10月20日から12月27日までの期間においては宿泊料金が「平日」は7,000円以上、「休日」は2,500円以上 ・令和5年1月10日から3月31日までの期間においては宿泊料金が「平日」は3,500円以上、「休日」は2,000円以上 <p style="text-align: center;">※「休日」とは、土曜日、その翌日が祝日である日曜日または祝日、その翌日が土曜日である祝日をいう。</p> <p style="text-align: center;">※「平日」とは、「休日」以外をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、町村等の助成制度と併用することができる <p>(飲食・小売等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま東京プラスクーポンと併用することができる。 ・その他、町村等の助成制度と併用することができる。
--	---

第4条（加盟店）

- 1 加盟店は、以下の3項目を満たすものであることとする。
 - ①前条に定める利用可能エリアに店舗等を構え事業を行っている者。
 - ②前条に定める利用可能エリアで事業を行っていることを公的に証明できる者。ただし観光協会又は商工会に登録している者はそれを持って証明とみなすものとする。
 - ③しまぼ通貨取引に利用するメールアドレスを所持している者
- 2 加盟店への申し込みを希望する者は、しまぼ通貨が利用できる店舗、施設を指定し、予め事務局に加盟店申込書（様式1）及び誓約書（様式2）をもって申請し、事務局の承認を得るものとする。なお、加盟店になろうとする者は、その他経営店舗が存在する場合、又はその他経営店舗を出店する見込みがある場合は、当該申請に当たり、全てのその他経営店舗を届け出なければならないものとする。事務局は申請を承認した場合、登録証（様式3）を交付する。
- 3 加盟店は、別途支給又は貸与するPRツールを店舗利用者が良く見える場所に掲示するものとする。
- 4 加盟店は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、各業界団体や自治体等が定める感染拡大防止のためのガイドライン等を参考に、安心・安全に留意すること。また、東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得のうえ、店舗利用者が良く見える場所に掲示するものとする。加えて、飲食店においては東京都の「感染防止徹底点検済証」を取得のうえ、店舗利用者が良く見える場所に掲示するものとする。
- 5 加盟店は、事務局からしまぼ通貨の取り扱いに関する調査協力依頼があった場合、速やか

に協力するものとする。

- 6 加盟店は、事務局がしまぼ通貨の利用促進のために、加盟店申込書記載の法人名・所在地・代表者名・加盟店名・業態・電話番号・FAX番号・ホームページURLについて、加盟店の了承なしに印刷物、電子媒体等に掲載することを、承認するものとする。その事項に変更があった場合についても同様に扱うものとする。
- 7 加盟店は、事務局が支給又は貸与する消耗品等を前条に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、また、これを第三者に利用させてはならないものとする。
- 8 加盟店は、脱退・登録取り消し・本事業の終了等により、しまぼ通貨の利用ができなくなった際は、加盟店の負担において、事務局が貸与した備品等を速やかに返却するものとする。なお、支給したものについての処分は加盟店の負担及び責任において行うものとする。
- 9 加盟店は、システムの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、しまぼ通貨取引を行うことができないことを予め承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも事務局は責任を負わないものとする。
- 10 加盟店は、しまぼ通貨に関する各種書類の保管期限については、法令に準ずるものとする。

第5条（電子スタンプ）

- 1 事務局は、加盟店に電子スタンプ1台を無償で貸与する。
- 2 事務局は、加盟店に電子スタンプを1,000円/台（税込）で追加貸与する。
- 3 加盟店は、事務局の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタンプを利用及び保管するものとする。
- 4 加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要があるときは、事務局へ速やかに報告し、その後の対応は事務局の指示に従うこととする。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生することがあるものとする。
- 5 加盟店は、原則として電子スタンプで通貨決済するものとする。ただし以下の場合、電子スタンプではなく個別に割り振った数ケタの数字にて通貨決済を実施するものとする。
 - (1) 電子スタンプの不具合によりしまぼ通貨決済行為が行えない場合。
 - (2) 利用者のしまぼ通貨を表示させる機器が、フィーチャーフォン（ガラケー）、又は、スマートフォン以外の機器（タブレット型端末等）である場合。

第6条（届出事項の変更）

- 1 加盟店は、加盟店申込書に記載した事項、又は第8条に定める業務委託の状況に変更が生じた場合、直ちに事務局へ変更届（様式4）を提出し、承認を得るものとする。また、加盟店は、その他経営店舗を新たに outlet した場合には、直ちに事務局に届出を行うものとする。
- 2 前項以外の変更については、書面以外での報告を認めるものとする。
- 3 前項の届出がないために、事務局からの通知又は送付書類、精算代金が延着し、又は到着しなかった場合であっても、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすこととする。

る。

第7条（地位の譲渡等）

- 1 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
- 2 加盟店は、加盟店の事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。

第8条（業務の委託）

- 1 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとする。
- 2 前項にかかわらず、事務局が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務を委託することができるものとする。
- 3 前項により事務局が業務委託を承諾した場合、しまぼ通貨加盟店の第三者業務委託の承諾書（様式5）を発行する。業務委託した場合でも加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が業務委託に関連して事務局に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して事務局の損害を賠償するものとする。
- 4 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に事務局の承諾を得るものとする。

第9条（加盟店の義務、禁止行為等）

- 1 加盟店は、本規約及び事務局が別途提供するしまぼ通貨に関するマニュアルに基づき商品提供等を行うものとする。
- 2 加盟店は、有効なしまぼ通貨を提示した利用者に対し、しまぼ通貨の取り扱いを拒絶したり、手数料を上乗せして請求する等、現金客と異なる代金を請求したり、しまぼ通貨の取り扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、しまぼ通貨の利用者に不利となる差別的取り扱いを行わないものとする。
- 3 加盟店の代表者及び従業員等は、居住地にかかわらず、加盟店所在の島内においてしまぼ通貨を利用できないものとする。
- 4 加盟店は、有効なしまぼ通貨の利用者からしまぼ通貨の取り扱い又は商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店としまぼ通貨の利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。
- 5 加盟店は、しまぼ通貨取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認の上、しまぼ通貨の利用者のスマートフォン等の通信を利用し、電子スタンプを押すこと等によりしまぼ通貨決済を行うこととする。ただし、海外SIMを利用したスマートフォンでのしまぼ通貨決済はできない。
 - (1) しまぼ通貨金額
 - (2) しまぼ通貨利用区分（宿泊施設・どこでも）
 - (3) 通貨決済時にスタンプとして表示される店舗名
- 6 事務局は、前項により通貨決済が行われる都度、加盟店が予め申込時に申込書に記載したメールアドレスに利用金額等をメールで通知するものとする。なお、加盟店は、利用金額等

を事務局からの通知により必ず確認するものとする。

- 7 加盟店は、スマートフォン等で通信ができる環境の施設等であることとする。万が一電波状況により利用できない携帯会社等がある場合は、速やかに事務局に報告するとともにしまぼ通貨利用者に対し告知・案内をしなければならないものとする。加盟店は、利用者から事前にしまぼ通貨の利用が可能か否か（携帯電話の通信が可能か否か）の問い合わせがあった場合には、加盟店の責任において、適切にこれに対応するものとする。
- 8 加盟店は、店舗利用者にしまぼ通貨の購入意思がないにもかかわらず、執拗な勧誘等により購入させてはならない。
- 9 加盟店の代表者本人又は従業員等が、不正な目的でしまぼ通貨を購入すること、及び購入したしまぼ通貨を利用することにより加盟店が不正に利益を得てはならない。
- 10 加盟店の代表者本人又は従業員等が、自ら又は第三者を介して、加盟店以外の店舗等で通貨決済を行ってはならない。
- 11 加盟店は、宿泊、飲食、商品購入等がないにもかかわらず、通貨決済を行ってはならない。
- 12 加盟店は、利用者が加盟店と同じ町村に在住していることを知りながら通貨決済を行ってはならない。
- 13 加盟店は、利用者が同じ島内の加盟店代表者又は従業員等と知りながら通貨決済を行ってはならない。
- 14 加盟店は、利用者のしまぼ通貨の不正利用を知りながら通貨決済を行ってはならない。
- 15 加盟店は、利用者の不正を促すことにより、加盟店又は利用者が不正に利益を得てはならない。
- 16 加盟店において別規約で定める電子しまぼによる割引や特典を提供している場合、しまぼ通貨取引と併用できない。
- 17 本条に定める行為が行われた場合、又は行われた可能性がある場合において、事務局がしまぼ通貨の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を提出しなければならない。
- 18 本条各号のほか、加盟店は、しまぼ通貨の取り扱いに関する事務局の指示を遵守するものとする。

第10条（しまぼ通貨取引の取り消し及び、しまぼ通貨返金の禁止）

加盟店は、しまぼ通貨取引後に取引の取り消しを申し出た利用者に対し、しまぼ通貨取引の取り消し、及びしまぼ通貨の返金対応することはできないものとする。加盟店は、何らかの事情により、利用者との間の商品提供等にかかる契約の取消し、解除又は変更等を行う必要が生じ、それによって返金を行う必要が生じた場合には、加盟店の責任において対応を行うものとする。

第11条（対象商品等）

しまぼ通貨は、別表1に該当するものを除いた加盟店が取り扱う商品提供等について利用できるものとする。

第12条（釣り銭）

しまぼ通貨取引は、1,000円単位で行うことができる。加盟店は、商品提供等の対価の金額が、利用者が提示したしまぼ通貨の額面に満たないときであっても、釣り銭を支払わないものとする。

第13条（商品等の引き渡し）

加盟店は、商品提供等を行う場合、しまぼ通貨の利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。

第14条（しまぼ通貨の不正利用報告等）

- 1 加盟店は、提示されたしまぼ通貨について「しまぼ通貨」利用規約に反した利用（以下「不正利用」という。）が疑われる場合には、しまぼ通貨提示者又は利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡するものとする。また、加盟店は、決済取引後に不正利用があったことが判明した場合には、速やかに事務局に連絡するものとする。
- 2 加盟店は、利用者の不正利用を知り得ながら商品提供を行う、又は不正を促す行為を行う等により加盟店又は利用者が不正に利益を得た場合、加盟店は当該金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還するものとする。また、返還にあたり事務局へ所定の遅延損害金（年10.95%）を支払うこととする。
- 3 偽造、変造、模造等されたしまぼ通貨に起因する売上等が発生し、事務局がしまぼ通貨の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を提出しなければならない。また、加盟店は、事務局から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、所轄警察署等へ当該売上等に対する被害届を提出するものとする。
- 4 加盟店は、他の加盟店における本規約に反した利用を知った場合、又は利用が疑われることを知った場合には、その事実を直ちに事務局に連絡するものとする。

第15条（売上債権の譲渡）

本規約に基づき加盟店が事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、事務局は当該債権を事務局所定の手続きに従って処理するものとし、事務局は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第16条（精算及び加盟店手数料）

- 1 事務局が加盟店に対し支払うしまぼ通貨精算代金は、毎月15日及び末日までに事務局に到着した取引データに係る売上金額より、加盟店手数料（3.0%）を差し引いた金額とする。
- 2 事務局は、前項の精算代金を事前に加盟店のメールアドレスに通知するものとする。
- 3 事務局は、第1項の精算代金を当月末及び翌月15日に指定口座に振り込むものとする。
なお、振込日が土日祝と重なる場合は、直前の平日とする。
- 4 加盟店は、毎回の取引データ及び振込額を必ず確認し、誤りがある場合は速やかに事務局に連絡するものとする。

第17条（加盟店登録取り消し）

- 1 加盟店が以下の事項に該当する場合、事務局は加盟店に対し催告することなく直ちに加盟店登録の全部又は一部を取り消しできるものとし、かつ、その場合事務局に生じた損害を加盟店が賠償するものとする。
 - (1) 加盟店又は加盟店の従業員等が本規約に違反したとき。
 - (2) 加盟店申込書等加盟の際に事務局に提出した書面に虚偽があったとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき。
 - (4) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に違反すると事務局が判断したとき。
 - (5) 加盟店が事務局の信用を失墜させる行為を行ったと事務局が判断したとき。
 - (6) 加盟店として不適当と事務局が判断したとき。
- 2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取り消し処分を受けた場合には、以後、本規約に基づき、しまぼ通貨取引を行うことができない。また、この場合、加盟店は、直ちに事務局が貸与した備品等を事務局へ返還し、店舗等に掲示しているしまぼ通貨のPRツールを取り外すものとする。

第18条（加盟店の脱退）

- 1 加盟店は、脱退希望日の1か月前までに加盟店脱退届（様式6）を提出することにより脱退することができるものとする。
- 2 脱退届受理後、事務局は、内容を審査し脱退を承認する場合は、脱退承認書（様式7）を前項に掲げる書類の提出者に対し交付する。
- 3 加盟店が脱退した場合、前条第2項が準用されるものとする。

第19条（損害額の賠償及び違約加算金）

- 1 加盟店は、第9条に定める禁止行為等を行い、事務局又は利用者に損害を与えた場合は、当該損害額について一切の責任を負い、損害額全額を賠償するものとする。
- 2 前項の場合、観光財団は、違約加算金として、損害額の全額の2割に相当する額を、加盟店に対し、請求することができるものとする。また、請求決定日を起算として支払を終える日まで年10.95%の遅延損害金を付加して支払うものとする。

第20条（検査）

- 1 事務局は、加盟店に対し、定期的にしまぼ通貨の利用決済状況等について、検査を行う。加盟店は、検査に協力するものとし、事務局から指示があった場合には、証拠となる書類を提出しなければならない。
- 2 1の定期的な検査のほか、事務局から加盟店に対し、従業員名簿等の提出指示があった場合はこれに従わなければならない。

第21条（しまぼ通貨精算の取消等）

- 1 加盟店が本規約に違反してしまぼ通貨取引を行ったと判明した場合、又は、違反している疑いがあると事務局が認めた場合は、事務局は調査が完了するまでしまぼ通貨精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、しまぼ通貨精算を取り消すことができるものとする。
- 2 前項においてしまぼ通貨の精算を取り消した場合、事務局は、加盟店に対して第16条に基づく支払いを行う義務を負わない。また、既に加盟店に対して支払済みの場合には、当該金額を返還請求する権利を有するものとする。
- 3 加盟店は、第1項の調査に協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる書類を提出しなければならない。調査が完了し事務局が当該金額の支払いを相当と認めた場合には、事務局は加盟店に当該金額を支払うものとする。この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第22条（しまぼ通貨の廃止）

事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合、しまぼ通貨の全部又は一部を廃止することができるものとする。

- (1) 事務局が廃止日の30日前までに、しまぼ通貨の全部又は一部を廃止することを加盟店に通知した場合。
- (2) 事務局が天災地変等不可抗力により本サービスを提供できなくなった場合。

第23条（反社会勢力との取引拒絶）

- 1 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を

用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると事務局が認めた場合は、第17条に準じ、加盟店登録を取り消す。

第24条（有効期間）

本規約の有効期間は2023年3月31日までとする。

第25条（規約の変更）

事務局は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがある。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとする。

第26条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本法が適用されるものとする。

別表 1.

区 分	事 例
出資や債務の支払い	税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等
換金性の高いもの	有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙 プリペイドカード等
たばこ事業法	(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号) 第 2 条第 1 項 第 3 号に規定する製造たばこの購入
事業活動の仕入れ	事業活動に伴って私用する原材料、機器類及び仕入れ 商品等の購入
不動産に係る支払い	土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場 (一時預かりを 除く) 等
風俗営業等の規則及び義務の適 正化等に関する法律 (昭和 23 年 法律第 122 号) 第 2 条に規定す る営業に係る支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗型性風俗特殊営業 ・ 店舗型電話異性紹介営業 ・ 無店舗型性風俗特殊営業 ・ 無店舗型電話異性紹介営業 ・ 映像送信型性風俗特殊営業 ・ パチンコ、マージャン等
保険支払い	医療保険や介護保険等の一部負担金
来島・離島に係る支払い	船賃、航空運賃等
公序良俗に反するもの	特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反す るもの
しまぼ通貨 (商品券) の交換又は売買及び現金との換金	

※その他、社会通念上不相当とされるものに対しては対象外とする。